

第5期の風しん予防接種を受けられる方へ

風しんとは

風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんへの免疫がない集団において、1人の風しん患者から5~7人にうつす強い感染力を有します。

風しんウイルスの感染経路は、飛沫感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播します。

症状は不顕性感染（感染症状を示さない）から、重篤な合併症併発まで幅広く、特に成人で発症した場合、高熱や発疹が長く続いたり、関節痛を認めるなど、小児より重症化することがあります。また、脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど、入院加療を要することもあるため、決して軽視はできない疾患です。

また、風しんに対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの女性が風しんウイルスに感染すると、眼や心臓、耳等に障害をもつ（先天性風しん症候群）子どもが出生することがあります。（妊娠1か月でかかった場合50%以上、妊娠2か月の場合は35%などとされています）。

麻しん風しん混合ワクチンの効果

○麻しん風しん混合ワクチンを接種することによって、95%程度の人が麻しんウイルスと風しんウイルスに対する免疫を獲得することができると言われています。

※第5期の風しんの予防接種では、原則として一回の接種で麻しんおよび風しんに対する免疫を獲得することができる麻しん風しん混合ワクチンを接種しますが、単独の風しんワクチンの接種も可能です。

Q：風しんの予防接種を受けるのに、単独の風しんワクチンの代わりに、麻しん風しん混合ワクチンを接種しても健康への影響に問題ありませんか？

A：風しんの予防対策として、麻しん風しん混合ワクチンは、風しんワクチンと同様の効果が期待されます。また、風しんワクチンの代わりに麻しん風しん混合ワクチンを接種しても、健康への影響に問題はありません。むしろ麻しんの予防にもつながる利点があります。

麻しん風しん混合ワクチンの安全性

○ワクチン接種後の反応として多くみられる症状として発熱、発疹、鼻汁、咳嗽、注射部位紅斑・腫脹などがみられます。重大な副反応として、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病がごく稀に（0.1%未満）報告されていますが、ワクチンとの因果関係が明らかでない場合も含まれています。

○麻しん含有ワクチンは、ニワトリの胚細胞を用いて製造されており、卵そのものを使っていないため卵アレルギーによるアレルギー反応の心配はほとんどないとされています。しかし、重度のアレルギー（アナフィラキシー反応の既往のある人など）のある方は、ワクチンに含まれるその他の成分によるアレルギー反応が生ずる可能性があるので、接種時にかかりつけの医師に相談してください。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

*上記は厚生労働省ホームページ「MRワクチン」から引用

接種を受けられない方

○以下の方は、接種を受けることができません。

- ・麻しん風しん混合ワクチンの成分でアナフィラキシーを起こしたことがある方
- ・免疫機能に異常のある疾患有する方、免疫抑制の効果のある治療を受けている方
- ・その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断する方

○以下の場合は接種を受けることができませんので、治ってから受けてください。

- ・発熱している
- ・重篤な急性疾患にかかっている

接種液の成分や副反応等ワクチンについて詳しくは、右の二次元コードからワクチンの添付文書をご確認ください。



接種に注意が必要な方

○以下の方は、接種あたって注意が必要なので、あらかじめ医師に相談してください。

- ・心臓、腎臓、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- ・予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- ・けいれんを起こしたことがある方
- ・免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・麻しん風しん混合ワクチンの成分でアレルギーを起こすおそれのある方

接種を受けた後の注意点

○ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

○注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。

○当日の激しい運動は控えるようにしてください。

○接種後2~3週間は、副反応の出現に注意してください。

○高熱やけいれんなど異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

○医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時接種が可能です。

○他の生ワクチンとは、27日以上の間隔を置いて接種してください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なのですが、健康被害（病気になったり障害が残つたりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

詳しくは、右記のホームページをご確認ください。	予防接種健康被害救済制度について 厚労省 予防接種健康被害 検索	
-------------------------	---------------------------------------------------------------------	--

※ホームページをご覧になれない場合は、泉大津市立保健センターにご相談ください。

☆接種後は、医療機関より予診票のコピーを受け取り、接種済証として保管してください。

お問い合わせ：泉大津市立保健センター（健康づくり課）

TEL 0725-33-8181 (平日8:45~17:15)

〒595-0013 泉大津市宮町2-25

